

旅館業法施行条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>旅館業法施行条例</p> <p style="text-align: center;">〔昭和45年12月22日 島根県条例第55号〕</p> <p>第1条 〔略〕</p> <p style="text-align: center;">(構造設備の基準)</p> <p>第2条 旅館業法施行令(昭和32年政令第152号。以下この条において「令」という。)第1条第1項第8号、第2項第7号及び第3項第5号の条例で定める_____施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>客室は、収容定員に応じて十分な広さを有すること。</u></p> <p>〔削る〕</p> <p>〔削る〕</p> <p>〔削る〕</p> <p>(2) <u>客室又は_____便利な位置に、<u>適当な数</u>の便所及び洗面所を設けること。</u></p> <p>〔削る〕</p> <p>〔削る〕</p> <p>(3) <u>便所には、_____手洗設備を設けること。</u></p> <p>〔削る〕</p> <p>〔削る〕</p> <p>(4) <u>洗面所には、<u>適当な数</u>_____の水栓を設けること。</u></p> <p>(5) 〔略〕</p> <p>(6) 〔略〕</p>	<p style="text-align: center;">(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、旅館業法(昭和23年法律第138号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">(構造設備の基準)</p> <p>第2条 旅館業法施行令(昭和32年政令第152号。以下この条において「令」という。)第1条第1項第11号_____の条例で定める<u>ホテル営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>洋式構造の自由に入出りできる玄関及び玄関広間を有し、かつ、洋式客室数が総客室数の2分の1以上であること。</u></p> <p>(2) <u>食堂を設ける場合は、洋食を提供することのできる洋式構造の食堂を設けること。</u></p> <p>(3) <u>客室の幅員は、2メートル以上であること。</u></p> <p>(4) <u>客室は、天井を設けること。</u></p> <p>(5) <u>客室又は各階の便利な位置に、_____便所及び洗面所を設けること。</u></p> <p>(6) <u>便所は、客用と自家用に区分すること。</u></p> <p>(7) <u>共同用の便所は、定員10人につきおおむね大便器1個及び小便器2個(大小兼用の便器の場合は、2個)を設けること。</u></p> <p>(8) <u>便所には、流水装置の手洗設備を設けること。</u></p> <p>(9) <u>共同用の大便所には、内戸締装置を設けること。</u></p> <p>(10) <u>洗面所は、耐水材料で造るか又は防水処置を施すこと。</u></p> <p>(11) <u>洗面所には、おおむね定員5人につき1個の水栓を設けること。</u></p> <p>(12) <u>浴室は、外部から見通すことのできない構造とすること。</u></p> <p>(13) <u>複数の者が共同で使用する浴室(客室に附属するものであって、使用の度に換水できるものを除く。以下「共同浴室」という。)については、別表第1</u></p>

<p>[削る]</p>	<p>のとおりとすること。</p> <p>2 <u>令第1条第2項第10号の条例で定める旅館営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>適当な場所に必要な数の押入れ又は寝具入れを設けること。</u></p> <p>(2) <u>客室には天井を設け、他の客室や廊下等との境界は、壁又は建具で区画されていること。</u></p> <p>(3) <u>前2号に掲げるもののほか、前項第3号及び第5号から第13号までに掲げる基準に適合するものであること。</u></p>
<p>[削る]</p>	<p>3 <u>令第1条第3項第7号の条例で定める簡易宿所営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場の他これに類する設備を施すこと。</u></p> <p>(2) <u>客室の幅員は、1.8メートル以上であること。</u></p> <p>(3) <u>客に食事を提供しないものにあつては、必要に応じて自炊場を設けること。</u></p> <p>(4) <u>共同用の便所は、定員10人につき大便器及び小便器各1個（大小兼用の便器の場合は、2個）を設けること。</u></p> <p>(5) <u>前各号に掲げるもののほか、第1項第5号及び第8号から第13号まで並びに前項第2号に掲げる基準に適合するものであること。</u></p>
<p>[削る]</p>	<p>4 <u>令第1条第4項第5号の条例で定める下宿営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>客室の数は、3室以上とし、1室の床面積は、おおむね4.9平方メートル以上であり、かつ、客室の幅員は、1.8メートル以上であること。</u></p> <p>(2) <u>前号に掲げるもののほか、第1項第5号及び第8号から第13号まで、第2項第2号並びに前項第1号、第3号及び第4号に掲げる基準に適合するものであること。</u></p>
<p>[削る]</p>	<p>5 <u>季節的状況、地理的状況その他特別の事情により令第2条による基準の特例を適用する施設の構造設備の基準は、第1項から第3項までの規定にかかわらず、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>客室の総床面積は、おおむね19.8平方メートル以上であること。</u></p> <p>(2) <u>前号に掲げるもののほか、第1項第5号及び第8号から第13号まで、第2項第2号並びに第3項第2号から第4号までに掲げる基準に適合するものであること。</u></p>
<p>[削る]</p>	<p>6 <u>前項に掲げるもののうち、建築基準法（昭和25年法</u></p>

第3条・第4条 〔略〕

(衛生措置の基準)

第5条 〔略〕

2 〔略〕

(1) 旅館業施設

— 定期的に 清掃すること。

〔削る〕

〔削る〕

〔削る〕

律第201号) 第6条第1項に該当しない施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 階段の幅員は75センチメートル以上、けあげは22センチメートル以下、踏面は21センチメートル以上であること。

(2) 廊下の幅員は、75センチメートル以上であること。

(3) 雨水及び汚水が支障なく排水でき、かつ、床が木造であるときは、床下の通風を良好にする等防湿の措置を施すこと。

(4) 前3号に掲げるもののほか、第1項第5号及び第8号から第13号まで、第2項第2号並びに第3項第2号から第4号までに掲げる基準に適合するものであること。

第3条・第4条 〔略〕

(衛生措置の基準)

第5条 法第4条第2項の条例で定める衛生措置の基準は、次項及び第3項に定めるところによる。

2 旅館業を営む者は、施設、設備等に関し次に掲げる措置をとらなければならない。

(1) 営業施設

ア 毎日1回以上清掃すること。

イ ねずみ及び衛生害虫の発生及び侵入防止に努めること。

ウ 照度は、次の基準によること。

(ア) 客室は、おおむね40ルクス以上とすること。

(イ) 浴場及び洗面所は、おおむね20ルクス以上とすること。

(ウ) 廊下、階段及び便所は、おおむね10ルクス以上とすること。

(2) 客室

ア 採光及び換気を十分に行うこと。

イ くず入れを備えること。

ウ 収容定員は、次の基準によること。ただし、季節的又は地域的事情により、この基準により難しいときは、衛生上支障のない範囲で、この基準を超えて宿泊させることができる。

(ア) ホテル営業又は旅館営業の施設の客室にあつては、洋室は床面積4平方メートルにつき1人とし、和室は床面積3.3平方メートルにつき1

[削る]

(2) [略]

[削る]

[削る]

(3) 飲料水

水道水（水道法（昭和32年法律第177号）第3条第1項に規定する水道により供給される水をいう。以下同じ。）その他

_____ 飲用に適する _____
_____ 水を使用すること。

3 [略]

（宿泊を拒むことができる事由）

第6条 [略]

(1) [略]

(2) 宿泊しようとする者が _____、他の宿泊者に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(3) [略]

人とすること。

(イ) 簡易宿所営業の施設の客室にあつては、床面積2.5平方メートルにつき1人とすること。

(ウ) 下宿営業の施設の客室にあつては、床面積3.3平方メートルにつき1人とすること。

(3) 寝具類

ア 寝具、たんぜん等は、日光消毒を行う等の方法により清潔にしておくこと。

イ ゆかた、布団カバー及びまくらカバーは、客1人ごとに洗濯したものと取り替えること。

ウ 寝具は、定員数以上を備えること。

(4) 浴室等

別表第2のとおりとする。ただし、同表6の項から18の項までの規定は、共同浴室に限り適用する。

(5) 洗面所

ア 飲用に適する湯又は水を十分に供給すること。

イ 常に清潔にし、洗面具は、消毒したものを備えること。

(6) 便所

ア 防臭剤を使用する等臭気の除去に努めること。

イ 手洗い設備は、流水式とし、消毒液又は石けんを備えること。

ウ 常に清潔にし、毎週1回以上消毒すること。

(7) 飲料水

水道水（水道法（昭和32年法律第177号）第3条第1項に規定する水道により供給される水をいう。以下同じ。）又は毎年1回以上公立の衛生検査機関若しくは同法第20条第3項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた者により飲用に適する旨の確認を受けた水を使用すること。

3 [略]

（宿泊を拒むことができる事由）

第6条 法第5条第3号の条例で定める宿泊を拒むことができる事由は、次のとおりとする。

(1) 宿泊しようとする者が、身体又は衣服が著しく不潔であるために、他の宿泊者に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(2) 宿泊しようとする者が、泥酔者等で、他の宿泊者に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(3) 宿泊しようとする者が、旅館業を営む者から法第6条第1項に規定する事項を請求された場合に、これに応じないとき。

第7条 〔略〕

(営業者の遵守事項)

第8条 旅館業を営む者は、前条の許可証を旅館業の施設の見やすい場所に掲示しなければならない。

〔削る〕

〔削る〕

第9条・第10条 〔略〕

附 則 〔略〕

別表第1・別表第2 〔略〕

(許可証)

第7条 知事は、法第3条第1項の旅館業の許可をしたときは、規則で定めるところにより、許可証を交付しなければならない。

(営業者の遵守事項)

第8条 旅館業を営む者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 前条の許可証を営業の施設の見やすい場所に掲示すること。

(2) 客室の入口には、室番号又は室名を表示すること。

第9条・第10条 〔略〕

附 則 〔略〕

別表第1・別表第2 〔略〕